

平成 21 年 10 月 28 日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
投資法人名 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人  
代 表 者 執行役員 木暮 康明  
コード番号 8 7 2 1 (大証ベンチャーファンド市場)  
問 合 せ 先 執行役員 木暮 康明  
電 話 番 号 03-6229-0180

## 平成 21 年 10 月 28 日投資主総会決議事項に関するお知らせ

本平成 21 年 10 月 28 日開催の投資主総会において、下記の事項が承認、可決されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 決議事項

##### 第 1 号議案 規約一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

原案につきましては、添付の「投資主総会招集ご通知」をご覧ください。

##### 第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、執行役員に木暮康明氏が選任されました。

##### 第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監督役員に小西輝子、高橋邦明の両氏が選任されました。

##### 第 4 号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、会計監査人に新日本有限責任監査法人が選任されました。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

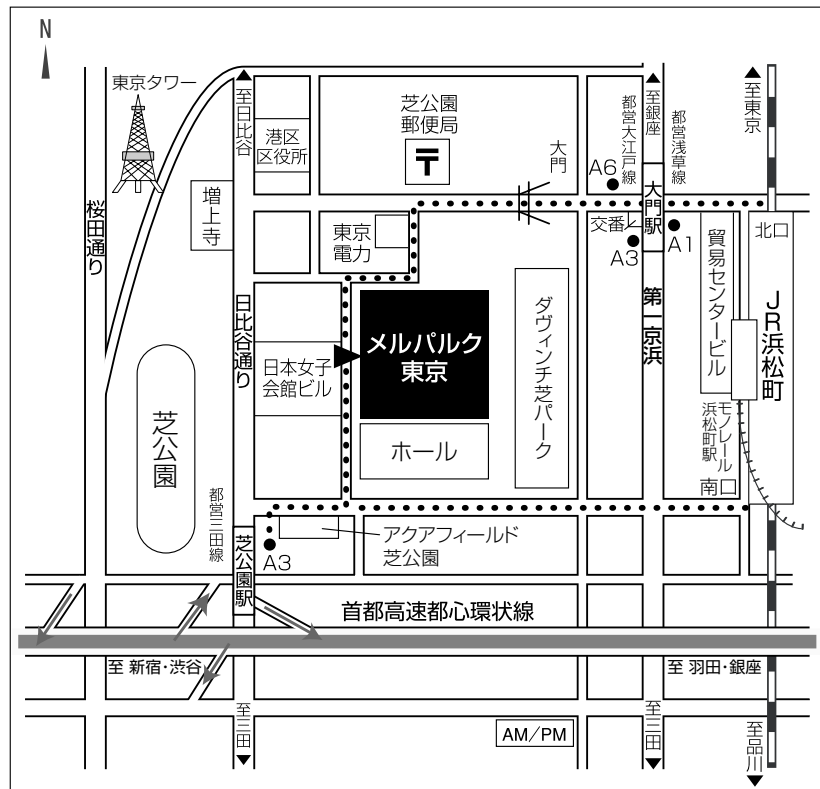
(証券コード 8721)

平成21年10月13日

## メルパルク東京

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号

代表 TEL. 03-3433-7211



### 交通のご案内

- JR  
浜松町駅(北口)又は(南口)S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール  
浜松町駅(北口)から徒歩8分
- 地下鉄  
芝公園駅(都営三田線)A3出口から徒歩2分  
大門駅(都営浅草線「京浜急行乗入」、都営大江戸線)  
A3出口から徒歩4分 A6出口から徒歩4分 A1出口から徒歩5分

## 投資主各位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
ベンチャー・リヴァイタイズ証券投資法人  
執行役員 木暮康明

## 投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。  
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。  
当日ご出席されず、かつ議決権行使書面が平成21年10月27日午後5時までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および第3項並びに本投資法人規約第27条第6項により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされます。  
(本投資法人規約抜粋)  
第27条第6項  
投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年10月28日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 3階「牡丹」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項  
議決事項  
第1号議案 規約一部変更の件  
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」(4頁から15頁)に記載のとおりであります。  
第2号議案 執行役員1名選任の件  
第3号議案 監督役員2名選任の件  
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- (お願い)
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.v-revitalize.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
  - ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案：規約一部変更の件

##### (1)変更の理由および変更箇所

①「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の変更を行うものであります。

第5条（投資主の請求による投資口の払戻し）

第7条（投資主名簿等管理人）

第8条（投資口の取扱い）

第11条（資産運用の範囲等）

第14条（信用取引の運用範囲）

第25条（金銭の分配の方針）

第27条（投資主総会に関する事項）

第33条（諸費用の負担）

附則：（資産運用の対象および方針）

②公告の方法として電子公告を採用するため、所要の変更を行うものであります。

第4条（公告の方法）

③「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)」の改正に伴い、投資法人に係る課税の特例を受けるための要件が変更されたため、所要の変更を行うものであります。

第25条（金銭の分配の方針）

④「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第百九十八号)」の改正に伴い、本規約で引用する同法条文の条数変更があったため、所要の変更を行うものであります。

第33条（諸費用の負担）

⑤関係法令の条文に則した表現への修正のため、所要の変更を行うものであります。

第3条（本店の所在する場所）

第6条（発行することができる投資口の総口数等）

第15条（先物取引等の運用・目的・範囲）

第23条（資産評価の方法および基準）

第24条（決算期）

第25条（金銭の分配の方針）

第26条（資産運用報酬の計算方法および支払の時期）

第33条（諸費用の負担）

附則：（資産運用の対象および方針）

⑥字句の修正、表現の統一および定義の明確化を行うため、所要の変更を行うものであります。

第7条（投資主名簿等管理人）

第11条（資産運用の範囲等）

第15条（先物取引等の運用・目的・範囲）

第18条（再投資による運用）

第23条（資産評価の方法および基準）

第25条（金銭の分配の方針）

第26条（資産運用報酬の計算方法および支払の時期）

第27条（投資主総会に関する事項）

第32条（会計監査人に関する事項および報酬の金額）

附則：（資産運用の対象および方針）

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約の新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(本店の所在する場所) 第3条 本投資法人は、本店を東京都港区に置きます。</p> <p>(公告の方法) 第4条 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 投 資 口</b></p> <p>(投資主の請求による投資口の払戻し) 第5条 本投資法人は、投資主(実質投資主を含みます。以下同じ。)の請求による投資口の払戻しを行わないものとします。</p> <p>(発行することができる投資口の総口数等) 第6条 本投資法人の発行する投資口の総口数は、100万口とします。</p> <p>② 本投資法人の執行役員は、前項の範囲内において、役員会の承認を得た上で投資口の追加発行ができるものとします。当該投資口の追加発行における1口当たりの払込金額は、運用資産の内容に照らし公正な金額として役員会で決定し</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(本店の所在地) 第3条 本投資法人は、本店を東京都港区に置きます。</p> <p>(公告の方法) 第4条 本投資法人の公告は、<u>電子公告</u>により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 投 資 口</b></p> <p>(投資主の請求による投資口の払戻し) 第5条 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとします。</p> <p>(発行することができる投資口の総口数等) 第6条 本投資法人の発行する<u>ことができる</u>投資口の総口数は、100万口とします。</p> <p>② 本投資法人の執行役員は、前項の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>その発行する投資口を引き受ける者の募集</u>をすることができるものとします。当該募集投資口の1口当たりの払込金額は、運用資産の内容に照らし公正な金</p>

現行規約	変更案
<p>た金額とします。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(投資主名簿等管理人) 第7条 本投資法人は、投資口につき投資主名簿等管理人を置きます。投資主名簿等管理人とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第117条の規定に従い、本投資法人が、その資産の運用および保管にかかる業務以外の業務にかかる事務を委託する者(以下「一般事務受託者」といいます。)のうち、投信法第117条第2号に定める、投資主名簿(実質投資主名簿を含みます。以下同じ。)および投資法人債原簿の作成および備置きその他投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務を、委託を受けて取り扱う者をいいます。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 本投資法人の投資主名簿は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>投資口の名義書換、質権の登録またはその抹消、投資証券の不所持、投資証券の交付、届出の受理</u>その他投資口に関する事務は、投資主名簿等管理人が取扱います。</p> <p>(投資口の取扱い) 第8条 本投資法人の発行する投資証券の<u>種類並びに投資口の名義書換、質権の登録およびその抹消、投資証券の再発行</u>その他投資口に関する手続きならびにその手数料については、法令または本規約のほか、</p>	<p>額として役員会で決定した金額とします。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(投資主名簿等管理人) 第7条 本投資法人は、投資口につき投資主名簿等管理人を置きます。投資主名簿等管理人とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第117条の規定に従い、本投資法人が、その資産の運用および保管にかかる業務以外の業務にかかる事務を委託する者(以下「一般事務受託者」といいます。)のうち、投信法第117条第2号に定める、投資主名簿および投資法人債原簿の作成および備置きその他投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務を、委託を受けて取り扱う者をいいます。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 本投資法人の投資主名簿は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備置き、<u>投資主名簿への記録ならびに投資主の権利行使に関連する事項およびその他投資口の取扱いに関する手続き</u>は、投資主名簿等管理人が取扱います。</p> <p>(投資口の取扱い) 第8条 本投資法人の投資主名簿への記録ならびに<u>投資主の権利行使に関連する事項およびその他投資口の取扱いに関する手続き</u>ならびにその手数料については、法令または本規約のほか、役員会にて定めるも</p>

現行規約	変更案
<p data-bbox="208 148 521 180">役員会にて定めるものとします。</p> <p data-bbox="253 220 421 244"><b>第3章 資産運用</b></p> <p data-bbox="129 292 320 316">(資産運用の範囲等)</p> <p data-bbox="129 323 544 722">第11条 本投資法人は、その運用資産を投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」といいます。）の出資持分（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）およびわが国の金融機関の発行する譲渡性預金証券ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。以下「有価証券等」といいます。）に投資することができます。</p> <ol data-bbox="219 802 544 994" style="list-style-type: none"> <li>1. ～7. (省 略)</li> <li>8. 外国または外国の者の発行する邦貨建ての証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの</li> <li>9. ～10. (省 略)</li> </ol> <p data-bbox="163 1042 331 1066">② (省 略)</p> <p data-bbox="129 1106 342 1129">(信用取引の運用範囲)</p> <p data-bbox="129 1137 544 1369">第14条 本投資法人は、運用資産の効率的な運用に資するために、信用取引により株券を売付けすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。</p> <p data-bbox="163 1377 544 1473">② 前項の信用取引の運用は、次の各号に掲げる株式の発行会社の発行する株券について行うことができ</p>	<p data-bbox="667 148 790 180">のとします。</p> <p data-bbox="712 220 880 244"><b>第3章 資産運用</b></p> <p data-bbox="577 292 768 316">(資産運用の範囲等)</p> <p data-bbox="577 323 992 786">第11条 本投資法人は、その運用資産を投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」といいます。）の出資持分（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）およびわが国の金融機関の発行する譲渡性預金証券ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限る、<u>権利を表示する証券が発行されていない場合を含みます。</u>以下「有価証券等」といいます。）に投資することができます。</p> <ol data-bbox="667 802 992 994" style="list-style-type: none"> <li>1. ～7. (省 略)</li> <li>8. 外国または外国の者の発行する邦貨建ての証券または証書で、第2号から第7号までの証券または証書の性質を有するもの</li> <li>9. ～10. (省 略)</li> </ol> <p data-bbox="622 1042 790 1066">② (省 略)</p> <p data-bbox="577 1106 790 1129">(信用取引の運用範囲)</p> <p data-bbox="577 1137 992 1369">第14条 本投資法人は、運用資産の効率的な運用に資するために、信用取引により株式を売付けことができます。なお、当該売付けの決済については、株式の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。</p> <p data-bbox="622 1377 992 1473">② 前項の信用取引の運用は、次の各号に掲げる株式について行うことができるものとし、かつ次の各号</p>

現行規約	変更案
<p data-bbox="1328 148 1653 244">るものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</p> <ol data-bbox="1328 252 1653 866" style="list-style-type: none"> <li>1. 運用資産に属する株券および新株予約権証券の権利行使より取得する株券</li> <li>2. 株式分割により取得する株券</li> <li>3. 有償増資により取得する株券</li> <li>4. 売出しにより取得する株券</li> <li>5. 運用資産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券</li> <li>6. 運用資産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または運用資産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券</li> </ol> <p data-bbox="1238 898 1563 922">(先物取引等の運用・目的・範囲)</p> <p data-bbox="1238 930 1653 1473">第15条 本投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロで定めるものをいいます。）におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができま</p>	<p data-bbox="1787 148 2112 212">に掲げる株式数の合計数を超えないものとします。</p> <ol data-bbox="1787 252 2112 866" style="list-style-type: none"> <li>1. 運用資産に属する株式および新株予約権証券の権利行使より取得する株式</li> <li>2. 株式分割により取得する株式</li> <li>3. 有償増資により取得する株式</li> <li>4. 売出しにより取得する株式</li> <li>5. 運用資産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株式</li> <li>6. 運用資産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または運用資産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株式</li> </ol> <p data-bbox="1697 898 2022 922">(先物取引等の運用・目的・範囲)</p> <p data-bbox="1697 930 2112 1473">第15条 本投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロで定めるものをいいます。）におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができま</p>

現行規約	変更案
<p>す。 また、価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引および有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。</p> <p>1. ～3. (省 略)</p> <p>② 本投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けは、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（運用資産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第13条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p><b>(再投資による運用)</b> 第18条 本投資法人は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を第12条の範囲内</p>	<p>す。 また、価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引（<u>金融商品取引法第28条第8項第4号ハ(1)に掲げるものをいいます。</u>）および有価証券店頭指数等オプション取引（<u>金融商品取引法第28条第8項第4号ハ(2)に掲げるものをいいます。</u>）を行うことができます。</p> <p>1. ～3. (省 略)</p> <p>② 本投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の<u>金融商品取引所等</u>における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の<u>金融商品取引所等</u>におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けは、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（運用資産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第11条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p><b>(再投資による運用)</b> 第18条 本投資法人は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資すること</p>

現行規約	変更案
<p><u>で再投資することができるものとします。</u></p> <p><b>第4章 資産評価および金銭の分配</b></p> <p><b>(資産評価の方法および基準)</b> 第23条 本投資法人の資産評価の方法は、原則として、日々の時価評価とし、その基準は別に定める資産評価の方法および基準の通りとします。</p> <p>② (省 略)</p> <p><b>(決算期)</b> 第24条 本投資法人の<u>決算期</u>は毎年2月1日から翌年1月31日までとします（以下、1月31日を「決算日」といいます。）。ただし、本投資法人の最初の決算期は、本投資法人設立の日から平成15年1月31日までとします。</p> <p><b>(金銭の分配の方針)</b> 第25条 本投資法人は、年1回、次に掲げる方針に基づき金銭の分配を行います。</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額（以下「分配可能金額」といいます。）は、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した金額ならびに繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後の売買損益に評価損益（未公開有価証券に係るものは除きます。）を加減した利益金額から、諸経費、資産運用報酬お</p>	<p>ができるものとします。</p> <p><b>第4章 資産評価および金銭の分配</b></p> <p><b>(資産評価の方法、基準および基準日)</b> 第23条 本投資法人の資産評価の方法は、原則として、日々の時価評価とし、その基準は別に定める資産評価の方法および基準の通りとします。また、基準日は第24条に定める決算日とします。</p> <p>② (省 略)</p> <p><b>(営業期間および決算期)</b> 第24条 本投資法人の<u>営業期間</u>は毎年2月1日から翌年1月31日までとし、<u>営業期間の末日を決算期</u>とします（以下、1月31日を「決算日」といいます。）。ただし、本投資法人の最初の営業期間は、本投資法人設立の日から平成15年1月31日までとします。</p> <p><b>(金銭の分配の方針)</b> 第25条 本投資法人は、年1回、次に掲げる方針に基づき金銭の分配を行います。</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額（以下「分配可能金額」といいます。）は、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した金額ならびに繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後の売買損益に評価損益（未公開有価証券に係るものは除きます。）を加減した利益金額から、諸経費、資産運用報酬お</p>

現行規約	変更案
<p>よび当該報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後の金額とします。</p> <p>なお、毎決算期において、運用資産に生じた損失は、次期に繰越します。</p> <p>2. 分配金額は、租税特別措置法第67条の15（以下、「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として本投資法人が決定する金額とします。なお、投資主に分配しない分配可能金額については、内部留保として、本投資法人の運営の健全性を高めるために積み立てるものとします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>② 利益を超えた金銭の分配 前項2にかかわらず、本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合は、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額を出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができるものとします。</p> <p>③ 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主</p>	<p>よび当該報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後の金額とします。</p> <p>なお、毎営業期間において、運用資産に生じた損失は、次期に繰越します。</p> <p>2. 分配金額は、租税特別措置法第67条の15（以下、「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能利益の金額（以下「配当可能利益金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として本投資法人が決定する金額とします。なお、投資主に分配しない分配可能金額については、内部留保として、本投資法人の運営の健全性を高めるために積み立てるものとします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>② 利益を超えた金銭の分配 前項2にかかわらず、本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合は、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額を出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができるものとします。</p> <p>③ 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主</p>

現行規約	変更案
<p>名簿に記載又は記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配するものとします。</p> <p>④ (省 略)</p> <p>(資産運用報酬の計算方法および支払の時期)</p> <p>第26条 資産運用会社に支払う報酬の計算方法および支払の時期は、次の通りとします。</p> <p>前月末純資産総額に0.089%（年率換算1.068%）の料率を乗じた額（1円未満は切捨て）を当月分の資産運用報酬として毎月計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して、資産運用会社の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。なお、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とします。</p> <p>第5章 投資主総会および役員会等</p> <p>(投資主総会に関する事項)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>②～⑥ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑦ 本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従いあ</p>	<p>名簿に記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数又は登録投資口質権者の有する質権の目的である投資口の口数に応じて分配するものとします。</p> <p>④ (省 略)</p> <p>(資産運用報酬の計算方法および支払の時期)</p> <p>第26条 資産運用会社に支払う報酬の計算方法および支払の時期は、次の通りとします。</p> <p>前月末純資産総額に0.089%（年率換算1.068%）の料率を乗じた額（1円未満は切捨て）を当月分の資産運用報酬として毎月計上し、毎営業期間の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して、資産運用会社の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。なお、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、当該報酬にあわせて支払うものとします。</p> <p>第5章 投資主総会および役員会等</p> <p>(投資主総会に関する事項)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>②～⑥ (省 略)</p> <p>⑦ 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は出席した投資主の議決権の数に算入します。</p> <p>⑧ 本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従いあ</p>

現行規約	変更案
<p>らかじめ公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主または登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主または登録投資口質権者とすることができます。</p> <p>⑧ 投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を行使することができる投資主に限ります。</p> <p>⑨ 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員および監督役員が、これに記名押印するものとします。</p>	<p>らかじめ公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記録されている投資主をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができます。</p> <p>⑨ 投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を行使することができる投資主に限ります。</p> <p>⑩ 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員および監督役員が、これに記名押印するものとします。</p>
<p align="center"><b>第6章 会計監査人</b></p>	<p align="center"><b>第6章 会計監査人</b></p>
<p>(会計監査人に関する事項および報酬の金額)</p>	<p>(会計監査人に関する事項および報酬の金額)</p>
<p>第32条 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p> <p>② 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとする。</p> <p>③ 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>④ (省 略)</p>	<p>第32条 会計監査人は、投資主総会において選任します。</p> <p>② 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとします。</p> <p>③ 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします。</p> <p>④ (省 略)</p>
<p align="center"><b>第7章 その他</b></p>	<p align="center"><b>第7章 その他</b></p>
<p>(諸費用の負担)</p> <p>第33条 (省 略)</p>	<p>(諸費用の負担)</p> <p>第33条 (省 略)</p>

現行規約	変更案
<p>② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる費用を負担するものとします。</p> <p>1. <u>投資証券の管理事務に係る費用（投資証券の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。）</u></p> <p>2. ～3. (省 略)</p> <p>4. <u>財務諸表、資産運用報告書等の作成、印刷および交付に係る費用</u></p> <p>5. <u>投信法第34条の4の規定に基づく特定資産の価格等の調査に係る費用</u></p> <p>6. ～9. (省 略)</p> <p>10. <u>投資証券の追加発行に関し、販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）に対して支払う手数料等</u></p> <p>11. <u>その他前各号に付随または関連する費用</u></p>	<p>② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる費用を負担するものとします。</p> <p>1. <u>投資口の発行に関する費用</u></p> <p>2. ～3. (省 略)</p> <p>4. <u>計算書類、資産運用報告等の作成、印刷および交付に係る費用</u></p> <p>5. <u>投信法第201条の規定に基づく特定資産の価格等の調査に係る費用</u></p> <p>6. ～9. (省 略)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>10. <u>その他前各号に付随または関連する費用</u></p>
<p align="right">以 上</p>	<p align="right">以 上</p>
<p align="center"><b>資産運用の対象および方針</b></p>	<p align="center"><b>資産運用の対象および方針</b></p>
<p>本投資法人規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。</p> <p>I 資産運用の基本方針</p> <p>運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>投資事業有限責任組合の出資持分への</p>	<p>本投資法人規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。</p> <p>I 資産運用の基本方針</p> <p>運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>投資事業有限責任組合の出資持分への</p>



現行規約	変更案
<p>投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」という。）および金融商品取引所で取引されている株式の発行会社のもので、上場後5年以内の株券等（以下「上場株券等」といいます。）への投資額の合計（以下「株券等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。</p> <p>(省 略)</p> <p>II 資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲</p> <p>① 特定資産</p> <p>a 種類および目的</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。</p> <p>主要投資対象とするわが国の株式等とは、次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 未公開株式等</p> <p>i 未公開株（金融商品取引所に上場されている株券以外の内国株券をいう。）</p> <p>ii iに掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）、新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）</p> <p>iii 原則としてiおよびiiに掲げる有価証券を対象とする</p>	<p>投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」という。）および金融商品取引所で取引されている株式の発行会社のもので、上場後5年以内の株式等（以下「上場株式等」といいます。）への投資額の合計（以下「株式等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株式等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。</p> <p>(省 略)</p> <p>II 資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲</p> <p>① 特定資産</p> <p>a 種類および目的</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。</p> <p>主要投資対象とするわが国の株式等とは、次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 未公開株式等</p> <p>i 未公開株（金融商品取引所に上場されている株式以外の内国株式をいう。）</p> <p>ii iに掲げる株式の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）、新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）</p> <p>iii 原則としてiおよびiiに掲げる有価証券を対象とする</p>

現行規約	変更案
<p>投資信託の受益証券および証券投資法人の投資証券</p> <p>(2) 上場後5年以内の株券等</p> <p>i わが国の金融商品取引所に上場している株式の発行会社のもので、上場後5年以内のもの</p> <p>ii iに掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）、新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>ロ. 有価証券先物取引等</p> <p>価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引、およびわが国において行われる有価証券店頭オプション取引および有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。</p> <p>ハ. (省 略)</p> <p>b (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>III～IV (省 略)</p> <p>V 資産の貸付け</p> <p>運用資産の貸付けは上場株券等に限り行うことができます。</p> <p>資産評価の方法および基準</p> <p>(省 略)</p>	<p>投資信託の受益証券および証券投資法人の投資証券</p> <p>(2) 上場後5年以内の株式等</p> <p>i わが国の金融商品取引所に上場している株式の発行会社のもので、上場後5年以内のもの</p> <p>ii iに掲げる株式の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）、新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>ロ. 有価証券先物取引等</p> <p>価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引、およびわが国において行われる有価証券店頭オプション取引および有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。</p> <p>ハ. (省 略)</p> <p>b (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>III～IV (省 略)</p> <p>V 資産の貸付け</p> <p>運用資産の貸付けは上場株式等に限り行うことができます。</p> <p>資産評価の方法および基準</p> <p>(省 略)</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員 木暮 康明は、平成21年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、平成21年11月5日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 および他の法人等の代表状況	所有する 本投資法人 の投資口数
木暮 康明 (昭和34年5月26日)	平成10年8月 モーニングスター株式会社 入社(調査分析部長) 平成12年4月 ソフトバンク・アセット・マネジ メント株式会社入社(現SBIア セットマネジメント株式会社) 平成13年4月 同社取締役業務管理部長 平成14年5月 同社取締役運用本部長兼運用企画 部長 平成15年9月 ベンチャー・リヴァイタライズ 証券投資法人執行役員(現任) 平成17年7月 SBIアセットマネジメント株式 会社取締役運用本部長兼運用部 長兼運用企画部長(現任)	1,040口

(注) 執行役員の候補者木暮康明は、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の取締役を兼務しておりますが、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づき、平成15年9月26日付けで金融庁長官より兼職の承認を得ております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員 小西 輝子、高橋 邦明は、平成21年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、平成21年11月5日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 および他の法人等の代表状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	小西 輝子 (昭和18年9月16日)	昭和46年4月 弁護士登録 坂本建之助法律事務所勤務 昭和52年7月 婦人総合法律事務所(現お茶の水 共同法律事務所)共同経営 昭和61年10月 小西輝子法律事務所開設(現任) 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員(現任)	0口
2	高橋 邦明 (昭和44年5月18日)	昭和63年4月 気象庁入庁(運輸技官) 平成12年4月 弁護士・弁理士登録 松井小川法律特許事務所勤務 平成14年2月 物理法律特許事務所開設 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員(現任) 平成15年6月 ホープ法律事務所共同経営(現任)	0口

(注) 各監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

